

監査公表第 9 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、教育委員会に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年 3 月29日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	中 村	淳
同	山 崎	法 子

平成30年度教育委員会に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成31年1月15日（火）、1月16日（水）、1月17日（木）

2 監査の対象

教育総務課、学校教育課（ハートフル・スクール、幼稚園、学校給食センター）、生涯学習課、生涯学習センター（図書館、プラザ萬象、少年愛護センター、少年自然の家、各公民館）、文化振興課（市民文化センター、博物館、みなとつるが山車会館）、スポーツ振興課（総合運動公園、武道館、きらめきスタジアム）、国体推進課（国体運営調整室）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

(1) 超過勤務に係る事務について

超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあつたため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。

また、超過勤務の特に多い職員については、状況把握と健康管理に十分注意を払うとともに、過重労働とならないよう業務の配分に留意されたい。

(2) 各種補助金について

交付団体からの関係書類の受付時には、補助金の目的に沿った使われ方をしているか活動状況や記載内容を十分確認し、適正な補助金の支出及び団体事業の指導に努めていただきたい。

特に、補助を継続している団体において不備が見られた場合は、速やかに改善

されるよう指導と助言をお願いしたい。

(3) 奨学育英貸付資金について

未納者については、分納誓約によって徴収する等回収に努められているが、決められた期間内に返還できない案件が見受けられる。他の奨学金の事例も研究し、制度趣旨及び返還の重要性を周知徹底し、新たな未納の発生防止と早期の回収に引続き努められたい。

(4) 学校給食の地場産食材活用について

給食の地場産食材の活用については、学校での食育としても、地元生産者の育成としても期待できるところである。地場産食材を安定して給食に提供できるよう、関係機関とも連携し引続き取り組んでいただきたい。

(5) 公の施設の指定管理について

指定管理者からの提出書類が適切なものであるか精査するとともに、安定的な施設運営ができるよう指定管理者の指導に努めていただきたい。

(6) 施設の利用推進について

休校校舎も含め各施設においては、利用拡大に向けて取り組まれているが、継続的に利用者数、利用状況の把握と評価を行い、他の施設、関係機関、民間等と連携し、多角的に利用推進を図っていただきたい。